

# 転入される方へのご案内



転入に伴う西脇市での手続きを、内面に記載しています。  
必ずご覧いただき、必要な手続きをしてください。

## 播州弁辞典

### ①べっちょない

(意味) 大丈夫、平気。(例文) Aさん:こないだのケガはどないやいな? Bさん:べっちょない、べっちょない。

### ②ぴりぴり

(意味) 雨の降り方の様子。ポツポツよりやや弱い。(例文) Aさん:雨がぴりぴり降ってきたなあ。

### ③さんこ

(意味) 散らかっている。(例文) Aさん:ちょっと、じゃますんでー。 Bさん:さんこにしとっけんど、どうぞ。

### ④おく

(意味) 終わる。(例文) Aさん:よーけ(いっぱい)こさえた(作った)な。 Bさん:そうやなあ。そろそろおくかいな。

### ⑤せんどぶり

(意味) 久しぶり(例文) Aさん:こないだ、せんどぶりにCさんと会(おう)たわ。 Bさん:元気しとったかいな?

### ⑥へらへと

(意味) たくさん(例文) Aさん:あんた今日もへらへと呑んできて! Bさん:たまにはええがな。

西脇市に  
ようきてくれたったなあ!  
(西脇市にようこそ!)



兵庫県西脇市 戸籍住民課  
〒677-8511  
兵庫県西脇市郷瀬町605番地  
TEL 0795-22-3111(代)  
FAX 0795-22-1014

該当するものに○	対象者		西脇市の手続	受付窓口	担当課内線
	国民年金	加入者	第1号被保険者の方は、住所変更の手続が必要な場合があります。年金手帳・印鑑をお持ちください。	戸籍住民課 年金担当 ⑦番窓口	戸籍住民課 年金担当 250・251
		受給者	住所変更の手続が必要な場合があります。年金証書・印鑑をお持ちください。		
	国民健康保険に加入される方		転入した日から14日以内に、国民健康保険資格取得（適用開始）届・保険税の口座振替の手続をしてください。	保険医療課 保険担当 ⑤番窓口	保険医療課 保険担当 253・254
	福祉医療費を受給される方		<p>下記の医療費受給対象に該当するかお確かめください。 【乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療、高齢期移行】</p> <p>本人、配偶者、扶養義務者（制度によって異なりますのでご確認ください。）の課税・非課税証明書及びマイナンバーが確認できるものをお持ちの上、次の医療費受給者証の交付申請をしてください（所得要件により非該当となる場合があります。）。</p> <p>①乳幼児等医療、こども医療：中学3年生以下のお子様 ②母子家庭等医療：母子（父子）家庭又は遺児 ③重度（高齢重度）障害者医療：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方 ④高齢期移行：65歳以上70歳未満の方</p>	保険医療課 医療担当 ⑥番窓口	保険医療課 医療担当 252・318
	後期高齢者医療に加入される方		転入届出後速やかに、後期高齢者医療資格取得届・保険料の口座振替の手続をしてください。	保険医療課 医療担当 ⑥番窓口	保険医療課 医療担当 252・318
	介護保険	被保険者証の交付を受けている方	転入届出後14日以内に、加入手続をしてください。	福祉事務所内 長寿福祉課 介護保険担当	長寿福祉課 338・340
		要介護認定を受けている方	転入届出後14日以内に、受給資格証明書・医療保険証(40～64歳の方)をお持ちの上、介護認定の申請をしてください。		
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		印鑑、手帳、マイナンバーが確認できるものをお持ちの上、住所変更の手続をしてください。	福祉事務所内 社会福祉課 障害福祉担当	社会福祉課 262・342
	障害福祉サービスを受給される方		サービスに係る受給者証、印鑑、年金通知書、マイナンバーが確認できるものをお持ちの上、手続をしてください。		
	自立支援医療を受給される方		自立支援医療受給者証、印鑑、健康保険証、課税・非課税証明書、マイナンバーが確認できるものをお持ちの上、手続をしてください。		
	妊娠されている方		<p>母子健康手帳をお持ちの上、妊婦健康診査費助成券、新生児聴覚検査費助成券の申請をしてください。</p> <p>子育て支援サービスや認定こども園等の情報をお伝えし、妊娠期からの生活設計（ライフプラン）づくりをお手伝いします。妊娠期から使える子育て応援ギフトをお贈りします。</p>	健康づくり センター1階 子育て応援 ステーション 「はぴいく」	健康課 356
	2歳未満のお子さんがおられる方		子育て支援サービスや認定こども園等の情報をお伝えし、子育て中の生活設計（ライフプラン）づくりをお手伝いします。出生届出時や1歳のお誕生日を迎えた頃、この機会を利用された方には、子育て応援ギフトをお贈りします。		こども福祉課 375
	7歳6か月未満のお子さんがおられる方		母子健康手帳をお持ちの上、お子さんの予防接種状況をお知らせください。必要な予防接種予診票をお渡しします。		健康課 356

該当するものに○	対象者	西脇市の手続	受付窓口	担当課内線
	児童手当を受給される方	<p>前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に、下記のものをお持ちの上、認定請求の手続をしてください。</p> <p>①請求者の健康保険証（社会保険に加入している方）  ②請求者名義の銀行口座の分かるもの（預金通帳、キャッシュカード）  ③印鑑（スタンプ印は不可）  ④請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの（別居監護で、子どもが市外在住の場合は、子どものマイナンバーが確認できるもの）  ※公務員の方は、勤務先での手続となります。  ※転入時に申請に必要な物をお持ちでない場合も、必ず手続してください。</p>	福祉事務所内 こども福祉課	こども福祉課 375
	児童扶養手当を受給されている方	<p>継続して手当を受けられる方は、転入した日から14日以内に、住所変更の手続をしてください。</p> <p>①印鑑（スタンプ印は不可）  ②年金手帳  ③健康保険証（受給者・子ども）  ④受給者名義の普通預金通帳  ⑤受給者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの  ⑥その他（面談時に個別に依頼します。）</p>		こども福祉課 273
	特別児童扶養手当を受給されている方	<p>継続して手当を受けられる方は、転入した日から14日以内に、手当証書と印鑑をお持ちの上、住所変更の手続をしてください。</p>		生涯学習 まちづくり センター2階 幼保連携課
	認定こども園・市立幼稚園・市外保育所等に 入所（入園）を希望される方	<p>入所（入園）についての説明や書類をお渡ししますので、幼保連携課へお越しください。</p>	生涯学習 まちづくり センター2階 学校教育課	学校教育課 536
	小学校及び中学校の 児童生徒	<p>転入届出後、学校教育課にご連絡ください。  新しい学校へ転校用在学証明書及び教科書給与証明書を提出してください。</p>	原動機付自転車をお持ちの方	廃車証明書・印鑑・運転免許証をお持ちの上、ナンバープレートの交付を受けてください。
	原動機付自転車をお持ちの方		市役所（本庁） 1階 防災安全課	防災安全課 336
	防災行政無線を設置されていない方	<p>防災安全課にて防災行政無線を各戸1台無料で貸し出しています。設置の申請をしてください。</p>	市役所（本庁） 1階 環境課	環境課 391
	犬を飼われている方	<p>生後91日以上を飼われている方は、飼い犬の登録をしてください。  すでに登録されている場合は、前住所地で登録していた鑑札をお持ちの上、転入手続をしてください。</p>	第2庁舎 上下水道 お客さま センター	上下水道 お客さま センター 513・518・580
	上下水道使用者	<p>印鑑をお持ちの上、水道・下水道の使用開始の手続を行ってください。  また、下水道で井戸水を使用している世帯は、処理対象人数変更の届出をしてください。</p>		

# お知らせ

該当するものに○	対象者	西脇市の手続	受付窓口	担当課内線
	空き家をお探しの方	「空き家バンク」で空き家の情報提供を行っています。空き家をお探しの方は、空き家バンクの利用登録をお願いします。	市役所（本庁） 2階 次世代創生課	次世代創生課 397
	市税の納付について	市税の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。口座振替の申込みは、ご利用の市内金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、税務課窓口で受け付けています。	税務課 ③番窓口	税務課 241
	未就学の親子（親子の学びや繋がりを希望される方）	未就学のお子さんと保護者を対象とした「西脇おやこ交流教室」を開催しています。希望される方は、こどもプラザへお問合せください。	こどもプラザ	こどもプラザ 0795-25-2801

## その他のご案内

### 1 火曜日延長窓口サービス

毎週火曜日（閉庁日を除く）の午後5時15分から午後7時まで、以下の取扱業務に限り、窓口を延長しています。

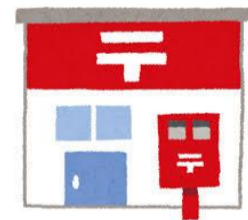
- (1) 戸籍住民課
  - ・ 戸籍・住民票・印鑑登録証明書等各種証明書の交付
  - ・ 印鑑登録、マイナンバーカードの交付
- (2) 税務課
  - ・ 課税・非課税証明書、納税証明書の交付

### 2 休日窓口サービス

市役所の閉庁日に住民票、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書の交付を行います。ご希望の方は、平日午前8時30分から午後4時30分までの間に、担当課にお電話でご予約ください。

- (1) 戸籍住民課
  - ・ 住民票・印鑑登録証明書（内線 246・247）
- (2) 税務課
  - ・ 課税・非課税証明書（内線 243・379）

※郵便物の宛先の変更には、別途郵便局での手続が必要です。  
お近くの郵便窓口へお問い合わせください。



咲かそう！人権文化の花を 西脇の地に



## 本人通知制度へ ぜひ登録を！

戸籍等の不正取得を  
抑止するために

この制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。

制度に関するご相談は、戸籍住民課（内線 247・367）  
人権に関するご相談は、まちづくり課人権室（内線 521）